



## 条件付き一般競争入札に移行するに当たって ～ 論点 ～

### 1 入札方式のメリット・デメリット

入札方式	効 果				メリット	デメリット
一般競争入札	広い ↑ 競争参加の範囲	困難 ↑ 発注者の恣意的運用	困難 ↑ 不良不適格業者の排除	困難 ↑ 品質確保のインセンティブの付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範な参加により、競争性が高まり、経済的な価格で発注できる。</li> <li>・ 発注者の恣意性を排除しやすい。</li> <li>・ 入札談合を行いにくくし得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難。</li> <li>・ 入札審査等の事務量が增大する。</li> </ul>
指名競争入札	狭い ↓	容易 ↓	容易 ↓	容易 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良質な業者を選定することにより、質の高い工事を確保し得る。</li> <li>・ 次回の指名を目標に、よりよい品質確保のインセンティブを業者に与える。</li> <li>・ 入札審査等の業務が低減できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者を指名する過程で恣意的な運用をする恐れがある。</li> <li>・ 指名により入札参加者が限定されると談合を誘発しやすい。</li> <li>・ 優良だが当該発注者に対する実績がない業者が参加機会を得にくくなる。</li> </ul>

(「公共工事における入札・契約方式の課題」大野泰資 発注者責任研究懇談会「中間とりまとめ」)による

### 2 緊急を要する工事等の取扱について

- ・ 災害発生時の応急工事等、住民生活を守る上で、特に緊急性が認められる場合においては、随意契約又は指名競争入札により対応している。

### 3 随意契約の現状

(1) 随意契約の件数・金額(250万円以上の工事)

(単位:千円)

区分	H 1 6		H 1 7	
	件数	金額	件数	金額
農林水産部	43	539,826	31	457,653
土 木 部	18	1,994,055	25	4,281,795
計	61	2,533,881	56	4,739,448

( 2 ) 随意契約の主な理由

- ・ 特定業者のみ施工可能（特殊技術、特許工法等）
- ・ 前年度からの継続工事
- ・ 既存設備の利用により経費が削減可能
- ・ 工期、施工箇所の重複、工事の交錯
- ・ 密接不可分の関係がある
- ・ 災害時に緊急性を有する

**課題の整理**

指名競争入札は、原則廃止とすべきか。

- ・ 条件付一般競争入札に移行した場合、工事発注までに要する時間や事務量が增大することとなるため、事務軽減の方策が必要ではないか。
- ・ 緊急性を要する工事等への対応をどうすべきか。

随意契約とする理由（技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等）が適切かどうかを客観的・総合的に判断する必要があるのではないか。

## 格付け要件の設定 ～ 論点 ～

### 1 本県の格付け（ランク）について

#### 一般土木工事の例

格付	2億円 以上	5千万円 ～2億円	3千万円～ 5千万円	1千万円～ 3千万円	1千万円 未満	業者数 (県内)	業者数 割合(%)
S						41	3.3%
A						231	18.5%
B						312	25.0%
C						663	53.2%

### 2 他県の格付け状況

#### (1) 宮城県（土木一式工事の例）

格付	1億円以上	3千万円～ 1億円	1千万円～ 3千万円	1千万円 未満	業者数 (県内)	業者数 割合(%)
S					118	7.8%
A					331	21.9%
B					640	42.4%
C					422	27.9%

#### (2) 長野県（土木一式工事の例）

格付	8千万 円以上	3千万円～ 8千万円	1.5千万円～ 3千万円	8百万円～ 1.5千万円	8百万 円未満	業者数 (県内)	業者数 割合(%)
A						314	16.2%
B						429	22.2%
C						389	20.1%
D						395	20.4%
E						408	21.1%

### 3 格付け（ランク）設定の考え方

#### （１）導入理由

公共工事については、県民の安全・安心を確保するため、一定水準以上の品質と耐久性が必要とされ、確実な契約履行が求められている。このため、競争入札において、多数の建設業者の中から多岐にわたる発注工事の規模内容に対応して、確実に契約を履行できる能力を有する業者を効率的に選定するとともに、県内建設業者の能力に応じた受注機会を確保することを目的にランク制を導入している。

#### （２）区分基準

企業規模、完工高から決まる客観点と、県発注工事における工事成績、指名停止の状況等から決まる主観点を合わせた総合点により各社の評価を定め、県が発注する工事の規模を段階毎に想定し、各段階で競争性が確保されるように区分を設定している。

#### 課題の整理

格付けを廃止した場合には、施工能力の劣る業者や不誠実な業者など不良不適格業者の参入が懸念される。

品質確保を図るためにも、業者の経営力や技術力を総合的に評価した格付け（ランク）要件の設定が必要ではないか。

## 地域要件の設定 ～ 論点 ～

### 1 本県の地域要件について（条件付き一般競争入札 一般土木工事の場合）

	2億円以上	1～2億円	3千万円～1億円
県内一円			
管内+隣接3管内			
管内(8建設事務所管内)			

### 2 他県の地域要件の状況

#### (1) 宮城県

	1億円以上	1億円未満	1千万円未満
県内一円			
県内を5ブロック			
管内(8建設事務所管内)			(指名競争)

原則県内業者とするが、競争性が確保できない場合（おおむね30者程度）は、県外業者も含め発注

#### (2) 長野県

	8千万円以上	8千万円未満	8百万円未満
県内一円			
県内を4ブロック			
管内(15建設事務所管内)			

原則県内業者とするが、競争性が確保できない場合（おおむね40者程度）は、県外業者も含め発注

#### (3) 全国の状況

都道府県政令指定都市60自治体中59自治体（98.3%）で地域要件を設定

### 課題の整理

競争性の確保や建設業者育成の観点からの地域要件の設定とは、どの範囲なのか。

現行制度（条件付き一般競争入札 一般土木工事）における管内別・発注金額別・有資格業者数

（平成17・18年度 工事等請負有資格業者名簿（一般土木工事）より）

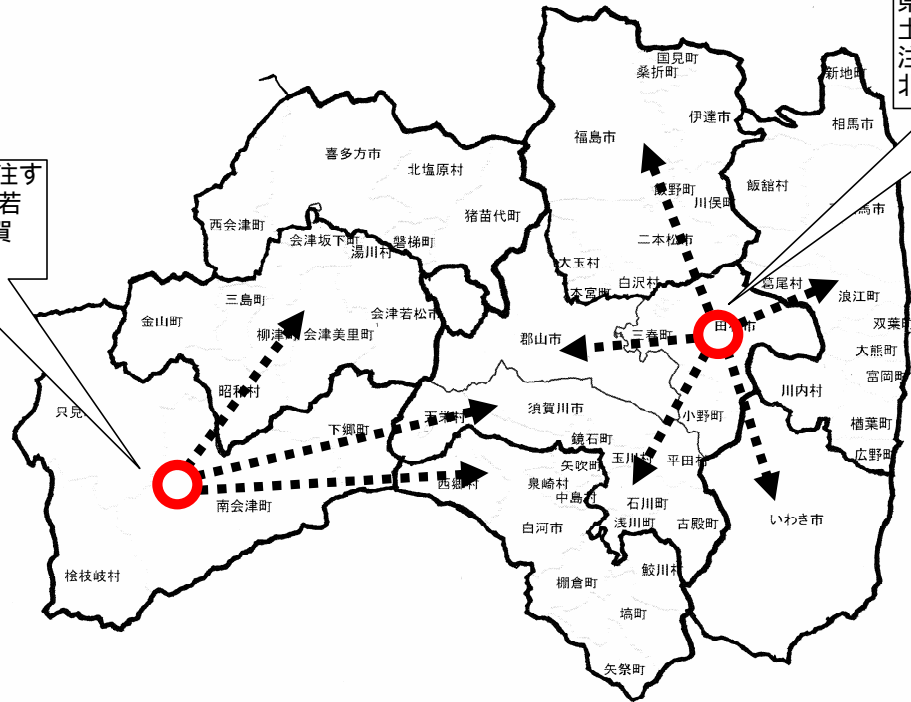
		S	A	B	C	計	
中	通	16	116	163	347	642	
県	北	5	45	53	96	199	
	中	6	52	87	202	347	
	郡	山	2	19	46	130	197
		三春	2	12	9	24	47
	須賀川・石川		2	21	32	48	103
	南	5	19	23	49	96	
会	津	11	58	62	106	237	
会	津若松	6	23	28	63	120	
	喜多方	2	15	19	27	63	
	（若松・喜多方計）		8	38	47	90	183
	南会津	3	20	15	16	54	
浜	通	14	58	88	208	368	
相	双	7	32	48	108	195	
	いわき	7	26	40	100	173	
合	計	41	232	313	661	1,247	

		2億円以上	1億円～2億円	5,000万円～1億円	3,000万円～5,000万円	1,000万円～3,000万円	1,000万円未満	
ラ	ン	S	S・A	S・A	S・A・B	A・B	B・C	
全	県	41						
	隣							
接	県		141					
	北		-					
	中		154					
	郡	山		180				
		三春		138				
	須賀川・石川							
3	県		103					
	会		90					
	津若松		117					
管	喜		99					
	多		136					
	方		133					
内	南		132					
	会		69					
	津		72					
3	中			50	103	98	149	
	通			58	145	139	289	
	り			24	47	42	72	
管	北			29	57	51	91	
	中			17	36	34	46	
	南			23	38	35	31	
	会			39	87	80	156	
	津			33	73	66	140	
	相							
内	双							
	いわき							
件	数	26	41	248	368	985	1,427	
	（割合 %）	(0.84)	(1.32)	(8.01)	(11.89)	(31.83)	(46.11)	
金	額（百万円）	13,885	5,619	17,321	13,518	16,896	6,644	
	（割合 %）	(18.79)	(7.61)	(23.44)	(18.30)	(22.87)	(8.99)	

件数、金額については、平成17年度農林水産部・土木部発注データによる。

## 隣接3管内の例

南会津管内で発注する  
場合(南会津、若  
松、県中の内須賀  
川・石川、県南)



県中管内の内、三春  
土木事務所管内で発  
注する場合(県中、県  
北、相双、いわき)

(理由)

- ・これまでの指名実態と合っている。
- ・隣接3管内を選択することにより、工事箇所に近い業者の参加が可能となる。

## 県内3方部の例



(理由)

- ・古くから地域として設定されており、同一地域としての一体感がある。
- ・地域内には大きな峠はなく、峠を挟んだ隣接管内よりも地域内の移動が容易である。



## 発注件数・金額別実績(H14～H17) (農林水産部・土木部)

平成14年度						
金額区分	件数	割合	累計割合	金額(円)	割合	累計割合
2,430百万円以上	1	0.0%	0.0%	10,794,000,000	9.2%	9.2%
2,200百万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	9.2%
1,500百万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	9.2%
500百万円以上	6	0.1%	0.2%	5,674,200,000	4.8%	14.0%
200百万円以上	34	0.8%	0.9%	10,262,905,800	8.7%	22.7%
100百万円以上	70	1.6%	2.6%	10,210,410,000	8.7%	31.4%
50百万円以上	363	8.4%	11.0%	26,405,967,000	22.4%	53.8%
30百万円以上	482	11.2%	22.1%	18,802,754,250	16.0%	69.8%
20百万円以上	466	10.8%	32.9%	11,536,435,050	9.8%	79.6%
10百万円以上	1,050	24.3%	57.3%	15,354,509,940	13.0%	92.7%
5百万円以上	762	17.7%	74.9%	5,631,340,050	4.8%	97.5%
5百万円未満	1,083	25.1%	100.0%	2,997,632,400	2.5%	100.0%
合計	4,317	100.0%		117,670,154,490	100.0%	

平成15年度						
金額区分	件数	割合	累計割合	金額(円)	割合	累計割合
2,430百万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
2,200百万円以上	1	0.0%	0.0%	2,362,500,000	2.4%	2.4%
1,500百万円以上	3	0.1%	0.1%	5,297,250,000	5.4%	7.8%
500百万円以上	13	0.4%	0.5%	9,937,200,000	10.1%	17.8%
200百万円以上	25	0.7%	1.2%	7,495,955,250	7.6%	25.4%
100百万円以上	47	1.3%	2.6%	7,198,590,000	7.3%	32.7%
50百万円以上	310	8.9%	11.5%	21,609,304,500	21.9%	54.6%
30百万円以上	473	13.6%	25.0%	18,026,395,800	18.3%	72.8%
20百万円以上	359	10.3%	35.4%	8,590,812,510	8.7%	81.5%
10百万円以上	778	22.3%	57.7%	11,085,923,100	11.2%	92.8%
5百万円以上	687	19.7%	77.4%	4,928,501,235	5.0%	97.7%
5百万円未満	786	22.6%	100.0%	2,231,220,915	2.3%	100.0%
合計	3,482	100.0%		98,763,653,310	100.0%	

平成16年度						
金額区分	件数	割合	累計割合	金額(円)	割合	累計割合
2,430百万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
2,200百万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
1,500百万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
500百万円以上	11	0.3%	0.3%	7,576,800,000	8.9%	8.9%
200百万円以上	28	0.8%	1.1%	7,835,068,500	9.3%	18.2%
100百万円以上	36	1.0%	2.1%	5,237,971,200	6.2%	24.4%
50百万円以上	321	8.9%	11.0%	22,128,915,900	26.1%	50.5%
30百万円以上	395	10.9%	21.9%	14,518,607,250	17.1%	67.7%
20百万円以上	344	9.5%	31.4%	8,003,279,550	9.5%	77.1%
10百万円以上	859	23.8%	55.2%	11,941,487,250	14.1%	91.2%
5百万円以上	701	19.4%	74.6%	4,870,319,160	5.8%	97.0%
5百万円未満	918	25.4%	100.0%	2,556,276,000	3.0%	100.0%
合計	3,613	100.0%		84,668,724,810	100.0%	

平成17年度						
金額区分	件数	割合	累計割合	金額(円)	割合	累計割合
2,430百万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
2,200百万円以上	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
1,500百万円以上	3	0.1%	0.1%	6,310,500,000	8.5%	8.5%
500百万円以上	2	0.1%	0.2%	1,990,800,000	2.7%	11.2%
200百万円以上	21	0.7%	0.8%	5,584,215,000	7.6%	18.8%
100百万円以上	41	1.3%	2.2%	5,619,091,800	7.6%	26.4%
50百万円以上	248	8.0%	10.2%	17,321,152,800	23.4%	49.8%
30百万円以上	368	11.9%	22.1%	13,518,207,780	18.3%	68.1%
20百万円以上	334	10.8%	32.9%	7,910,419,020	10.7%	78.8%
10百万円以上	651	21.0%	53.9%	8,986,404,630	12.2%	91.0%
5百万円以上	644	20.8%	74.7%	4,488,824,340	6.1%	97.1%
5百万円未満	783	25.3%	100.0%	2,155,398,840	2.9%	100.0%
合計	3,095	100.0%		73,885,014,210	100.0%	

## その他要件の設定 ～ 論点 ～

### 1 企業の同種・類似工事の実績に関する要件

#### (1) 本県の条件付き一般競争入札の現状（一般土木工事）

- ・ 3千万円～1億円の工事においては、特殊又は難易度が高い工事について、過去10年間の国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注の同種・類似工事の実績を要件としている。
- ・ 1億円以上の工事は、すべての工事において同要件としている。  
(別紙参照)

#### (2) 他県の状況

##### ア 宮城県

- ・ 原則同種・類似工事の実績要件は設定しない。
- ・ 1千万円以上の工事で規模・技術的難易度を考慮し、契約の適正な履行を確保するための施工能力を判断する条件として、過去10年間での同種工事の施工実績を要件としている。

##### イ 長野県

- ・ 原則同種・類似工事の実績要件は設定しない。
- ・ 8百万円以上の技術的難易度の高い工事において、過去10年以内に国、県、市町村等の公共機関等から発注された同種工事を元請けとして1件以上受注した経験を要件としている。

### 課題の整理

同種・類似工事の実績要件を付すことによる品質確保の考え方と要件により業者が限定されるなどの競争性の低下について検討が必要ではないか。

特殊又は難易度の高い工事における要件設定は必要ではないか。

### 2 企業の同規模工事の実績に関する要件

#### (1) 本県の条件付き一般競争入札の現状（一般土木工事）

- ・ 3千万円～1億円の工事においては、特殊又は難易度が高い工事について、過去10年間の国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注の同規模（予定価格の5割以上）工事の実績を要件としている。
- ・ 1億円以上の工事は、すべての工事において同要件としている。  
(別紙参照)

#### (2) 他県の状況

##### ア 宮城県

- ・ 設定なし

##### イ 長野県

- ・ 原則同規模工事の実績要件は設定しない。
- ・ 8百万円以上の工事において、工事の規模について目安を設けることが適当なものにあつては、発注する案件のおおむね5割以上の規模を要件としている。

## 課題の整理

同規模工事の実績要件を付すことによる品質確保の考え方と要件により業者が限定されるなどの競争性の低下について検討が必要ではないか。

### 3 配置予定技術者の資格実績に関する要件

- (1) 本県の条件付き一般競争入札の現状（一般土木工事）
- ・ 3千万円～1億円の工事においては、特殊又は難易度が高い工事について、配置予定技術者の過去10年間の工事実績を要件としている。
  - ・ 1億円以上の工事は、すべての工事において同要件としている。  
（別紙参照）
- (2) 他県の状況
- ア 宮城県
- ・ 原則配置予定技術者の施工実績要件は求めない。
  - ・ 1千万円以上の工事では工事の規模・技術的難易度を考慮し、契約の適正な履行を確保するために、技術者の施工能力等を審査を必要とする場合には要件としている。
- イ 長野県
- ・ 設定なし

## 課題の整理

配置予定技術者の施工実績要件を付すことによる品質確保の考え方と要件により業者が限定されるなどの競争性の低下について検討が必要ではないか。

## 〔一般土木工事〕

## 条件付き一般競争入札の選択条件設定のガイドライン

以下を目安に個別の工事について、工事内容や工事規模に応じてそれぞれ条件を設定する。

設定条件		設計金額					
		3000万円～5000万円		5000万円～1億円		1億円～2億円	2億円以上
		一般的な工事	特殊または難易度が 高い工事の場合	一般的な工事	特殊または難易度が 高い工事の場合		
格付け等級	S, A, B		S, A		S, A	S	
評点	客観点(県外)	/		/		/	
	総合点(県内)	/		/		/	
配置技術者の要件	資格(監理技術者等)	監理技術者または主任技術者		同 左		同 左	同 左
	工事経験(同種もしくは類似工事)	×		×			
	同種もしくは類似工事实績の有無	×		×			
	同規模工事施工実績の有無	×	予定価格の5割以上	×	予定価格の5割以上	同 左	同 左
	地域要件	管内		管内		管内+隣接3管内	全 県
	上記条件とした場合の該当業者数	喜多方 県中 36～145		喜多方 県中 17～58		若松 県中(三春) 90～179	S 41

凡例 : 設定する。×: 設定しない。

- 1 の工事経験、及び については、過去10年間(特別な理由があれば15年間)に1度以上技術者としての工事経験があり、また会社としても工事实績を有すること。
- 2 、 の「類似工事」に関して、類似工事の選定については、主務Gと協議のこと。
- 3 の同規模とは、原則として予定価格の5割以上をいうものとする。  
ただし、当該工事がこれまでの発注実績に比べ著しく大きい場合は、主務Gと調整のこと。

- 4 県中建設事務所の1～2億円の場合、地域要件の設定は別紙によるものとする。
- 5 地域要件で定める主たる営業所は、本店だけでなく支店、営業所も対象。
- 6 JVの場合は別途条件を設定する。

## 予定価格事前公表の適否 ～ 論点 ～

### 1 予定価格事前・事後公表のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
予定価格の事前公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前漏洩等の不正を防止できる。</li> <li>・入札事務が軽減できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性が十分確保されていない場合、落札率が高止まりとなる。</li> <li>・業者の積算の見積努力を損なわせる。</li> <li>・予定価格から最低制限価格を推測することで低価格入札が増える可能性がある。</li> </ul>
予定価格の事後公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の見積もり努力が促進される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格を探ろうとする不正発生の恐れがある。</li> <li>・入札事務が増える可能性がある。</li> </ul>

### 2 全国の状況

（「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」

平成 18 年 10 月 公正取引委員会事務総局）

・都道府県及び政令指定都市（60 団体）のうち 47 団体（78%）、また、中核都市及び人口 30 万人以上の市区（67 団体）のうち 51 団体（76%）が予定価格の事前公表を実施している。

・事前公表の理由について

「予定価格を事前に公表すれば、事後公表に比べて入札・契約手続の透明性を確保できることが期待される。」（地方公共団体の約半数の意見）

「職員が不正行為に巻き込まれないようにするためにはやむを得ないため。」

（中核市等及び小規模市の 3 割の意見）

### 3 国の動向

国では、予定価格を入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等にかんがみ、入札前には公表しないこととしている。これらを背景に、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）では、”予定価格の事前公表については、弊害が生じないよう取り扱うこととし、事後公表を推進する。”とされている。

（平成 18 年 5 月 23 日閣議決定）

#### 課題の整理

事前漏洩等の不正を回避できる事前公表が適しているのではないか。

業者の見積努力を促進させる観点からも事後公表が適しているのではないか。

## 最低制限価格制度、低入札価格調査制度 ～ 論点 ～

### 1 最低制限価格制度、低入札価格調査制度のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
最低制限価格制度	地方公共団体等の契約において、単に、価格だけでなく、相手方側の資力を勘案し、出来上がった契約の目的物を質的に優れたものにするため、不良業者を排除する効果があり、ダンピング（技術上常識で考えられない低価格の落札）による弊害を防止する方法としても役立つ。	最低制限価格を採用すれば、その結果発注者である都道府県等は競争の利益を享受することが著しく減殺されることとなり、また、業者は制限価格を事前に知ろうとするなど不正がはたらく可能性がある。
低入札価格調査制度	低入札価格調査制度は、最低制限価格制度と比較すると、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観点からは望ましい制度である。	低入札価格調査のための事務量が膨大である。また、低入札工事については重点監督をとるなど施工上の体制も必要となる。

（「官公庁契約精義」等による）

### 2 本県の現状

	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
対象工事	低入札価格調査対象工事以外のすべての工事	一般競争入札（WTO）、入札時VE工事、総合評価方式（試行）
基準価格	非公開	

### 3 他県の状況

#### （1）宮城県

	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
対象工事	1千万円未満の工事	1千万円以上の工事
基準価格	純工事費 × 0.8 + 現場管理費 × 0.6 + 一般管理費 × 0.5 低入札価格調査制度の場合は、上記基準価格以内で失格基準を設けている。	

これまでの主な経緯

- H13.4月 低入札価格調査制度拡大（1千万円以上）
- H17.4月 履行能力確認調査における数値的判断基準（失格基準価格）導入
- H18.4月 調査基準価格、数値的判断基準（失格基準価格）改正

（2）長野県

	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
対象工事	1百万円～2億円	2億円～
基準価格	設計価格の75%相当額以上80%相当額以下の失格基準を設定（応札額により変動）	設計価格の75%相当額を設定。失格基準は設けていない。

これまでの主な経緯

- S62.4月 低入札価格調査制度導入
- H15.4月 変動失格基準導入（5者平均）
- H16.12月 100万円～2億円の建設工事の低入札価格調査を廃止

**課題の整理**

低入札価格調査件数の増加に伴い、失格基準の改正や最低制限価格への移行など制度の見直しを行っている他県の動向を考慮する必要があるのではないか。

ダンピング防止や事務の効率性からは、どのような制度が適当なのか。

## 入札制度に係る検討課題 ～ 論点 ～

談合防止等の観点から以下の項目の見直しや新たな制度の設置が必要となるのではないかと。

- 1 損害賠償等の予約条項の取扱
  - ・福島県工事請負契約約款第46条の2（賠償の予約）において、談合その他不正行為があった場合には、請負代金額の10％に相当する額を支払うこととしている。
  - ・国土交通省 10～15％、宮城県 20％、長野県 20％
- 2 指名停止（入札参加資格の制限）期間の延長
  - ・指名停止基準では、談合等の不正又は不誠実な行為があった場合には、当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内で指名停止を行うものとしている。  
また、極めて悪質な事由又は極めて重大な結果を生じさせた場合には、指名停止期間を2倍まで延長することができる。
  - ・長野県 最大24ヶ月以内
  - ・地方自治法施行令第167条の4第2項  
普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。（以下省略）
- 3 特定建設工事共同企業体（JV）の取扱
  - ・特定建設工事共同企業体は、大規模かつ技術的難易度の高い工事に際して、技術力等を集結することにより工事の安定的施工を確保することを目的に結成する。
  - ・長野県は、談合のしにくい入札制度改革の一環として平成15年度より特定JV要件を取りやめた。
- 4 事後審査方式
  - ・一般競争入札を適正かつ効率的に実施するため、入札後に落札候補者の資格審査を行う方式で、事務の大幅な軽減が図られる。
  - ・宮城県、長野県において取り入れており、郵便入札や電子入札と組み合わせることで談合防止を図ることができる。
- 5 施工体制事前提出方式
  - ・不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能力確認調査及び下請け契約等の確認をする方式
  - ・宮城県、長野県において導入済
- 6 郵便入札及び電子入札
  - ・談合等の事前調整を困難にするとともに、業者及び県における入札事務手続きの負担軽減が図れる制度
  - ・宮城県、長野県において導入済
- 7 総合評価方式
  - ・「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（H17.4.1 施行）を受けて、平成18年9月より総合評価方式の簡易型を抽出試行中、平成19年度以降は簡易型に加え標準型、高度技術提案型の試行を予定している。
- 8 入札監視機能等
  - ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（H12.11.27 施行）を受けて、入札及び契約の手続き等の透明性を確保し、公正な競争を促進するため、平成16年3月より福島県入札監視委員会を設置している。
  - ・本県においては、財務会計制度全般は総務部で所掌し、入札制度の検討・運用面は土木部で所掌している。  
なお、宮城県においては、公共工事の入札制度について出納局が所掌している。